

平成20年10月  
警 察 庁

## 「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン案及びインターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成20年8月22日から同年9月5日までの間、「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン案」及び「インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン案」に対する意見の募集を行ったところ、7件の御意見を頂きました。

頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 意見を募集したガイドラインの題名

- (1) 「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン
- (2) インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン

### 2 ガイドラインの案を公示した日

平成20年8月22日

### 3 頂いた御意見及び頂いた御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今般意見を募集したガイドラインの内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、1(1)の「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン案「2 典型例」を次のとおり修正することとします。

修正後	公示した案
<p><b>2 異性交際に関する情報の典型例</b> 異性交際に関する情報の典型例は、以下のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>女性からの投稿例（携帯電話）</p> <div data-bbox="220 960 611 1500" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>投稿：3/1 17:00 <input type="checkbox"/></p> <p>エリア：渋谷</p> <p>名前：みゆ</p> <p>性別：女</p> <p>年齢：25</p> <p>メッセージ：今から新宿で会える男性いませんか？大人の交際を希望しています。</p> </div>	<p><b>2 典型例</b> 典型的には、インターネット上の掲示板において以下のような異性交際に関する書き込み（書き込み者の性別を含む）がなされ、返信機能を利用することで一対一のメールのやり取りが可能となるシステムを持つサイトが、「インターネット異性紹介事業」に該当します。</p> <p>(略)</p> <p>女性からの投稿例（携帯電話）</p> <div data-bbox="852 960 1246 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>投稿：3/1 17:00 <input type="checkbox"/></p> <p>エリア：渋谷</p> <p>名前：みゆ</p> <p>性別：女</p> <p>年齢：25</p> <p>メッセージ：今から新宿で会える人いませんか？</p> </div>

## 5 参考

頂いた御意見の総数 7件

(内訳)

電子メール 6件

F A X 1件

郵 送 0件

**「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン案及びインターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン案に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について**

**1 「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン案について**

(1) 「1 定義の解説」について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「1 定義の解説」において示される4つの要件のいずれかに該当する機能でも、利用者に実害がないか、サイト開設者が自己防衛のために備えている機能は4つの要件に含めないように明記すべきではないか。</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」には「1 定義の解説」において示した4つの要件を満たさなければ該当しません。</p>
<p>「1 定義の解説」中「異性交際目的での利用を禁ずる規約等に反して利用が異性交際目的で利用している実態がある場合でも、サイト開設者が異性交際を求める書き込みの削除や当該投稿者の利用停止措置を行っていれば、当該サイトは、基本的には「インターネット異性紹介事業」に該当しませんが、当該書き込みを知らながら放置するなど、サイト開設者がその実態を許容していると認められるときは「インターネット異性紹介事業」に該当する場合があります」とする記載及びそれと同趣旨の記載を削除し、「インターネット異性紹介事業」の該当性は、サイトのシステム等のサイト開設者のサイト運営方針から客観的に判断するということを明確にすべきではないか。</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」には「1 定義の解説」において示した4つの要件を満たさなければ該当せず、また、ここで問題となる「(異性交際希望者)の求めに応じ」てサービスを提供しているかは、サイトの運営方針を踏まえ客観的に判断されるものであり、利用者の利用状況や意図のみにより判断されるものではないことは本ガイドラインの記載で御理解頂けるものと考えています。</p> <p>また、規約等に違反する書き込みをサイト開設者が許容している部分に関する部分は、サイト開設者の運営方針と当該サイトが提供するサービスとの間に齟齬が存する場合には、当該サイトが客観的にどのようなサービスを提供しているかに着目して、サイト開設者の運営方針を判断すること、及びサイトの運営方針の判断要素として、規約等に違反する利用者の行為に対するサイト開設者の措置も含まれることを明らかにする趣旨ですので、削除する必要はないものと考えます。</p>

<p>多数の書き込みが存在するサイトの開設者が、少数の規約等に反する異性交際を求める書き込みを放置している場合に、すべて「インターネット異性紹介事業」に該当するとの誤解を招かぬようサイト全体の実態を考慮して判断されるべきものである旨の説明を加えるべきではないか。</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」には「1 定義の解説」において示した4つの要件を満たさなければ該当せず、また、ここで問題となる「(異性交際希望者)の求めに応じ」てサービスを提供しているかは、サイトの運営方針を踏まえ客観的に判断されるものであり、利用者の利用状況や意図のみにより判断されるものではないことは本ガイドラインの記載で御理解頂けるものと考えています。</p>
<p>規約等に違反する書き込みをサイト開設者が許容している場合に関する部分について、「サイト開設者がその実態を許容していると認められるときは「インターネット異性紹介事業」に該当する場合があります。」とあるのを、「その実態を積極的に許容している」と改める方が説明として適切ではないか。</p>	<p>嫌々ながら許容しているような場合であっても、許容していると認められる場合があることから、御指摘の内容を新たに加えることは適当ではないと考えます。</p>
<p>サイト開設者が異性交際を求める書き込みを知らず放置しているかどうかは、内心の問題であり、客観的な証明はできないので、「インターネット異性紹介事業」の該当性の判断の要素にすべきではないのではないか。</p>	<p>サイト開設者が規約等に反する異性交際を求める書き込みを知らず放置している場合における「知らず」とは、サイト開設者自らが当該書き込みを発見した場合のみならず、外部からの情報提供により知ったときも該当しますので、客観的な証明ができないということはないものと考えます。</p>
<p>「異性交際に関する情報」は「不特定又は多数の異性の注目を集めるために記載する」ものとあるが、対象範囲が広く曖昧であることから、対象を異性との交際を目的としたものであることを明確にするために当該部分を「不特定又は多数の異性に向けた交際を目的として記載する」に改めるべきではないか。</p>	<p>「異性交際に関する情報」は性的な感情に基づいて面識のない異性と知り合うことを希望する者である「異性交際希望者」が記載するものであることから、「不特定又は多数の異性に向けた交際を目的として記載する」ものであることは明らかであり、御指摘の内容を加える必要はないと考えます。</p>
<p>性的感情に基づいた「同性間の交際」についても記載すべきではないか。</p>	<p>本法は、異性との交際を希望する者を対象とする事業を「インターネット異性紹介事業」として規制対象としており、同性間</p>

	の交際を希望する者を対象とする事業については本法の対象ではありませんので、ガイドラインにも特段の記載をしておりません。
--	---

(2) 「2 典型例」について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「2 典型例」では、「2 典型例」において例示されている書き込みが存在し、返信機能を利用することで一対一のメールのやり取りが可能となるシステムを持つサイトはすべからく「インターネット異性紹介事業」に該当するといった誤解を与えるので、4つの要件すべてを満たさなければ「インターネット異性紹介事業」に該当しない旨を明らかにすべきではないか。もしくは、「2 典型例」が異性交際に関する情報の典型例に関する説明に過ぎないのであれば、その旨を明らかにすべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <div data-bbox="874 689 1417 857" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>2 異性交際に関する情報の典型例</b> 異性交際に関する情報の典型例は、以下のとおりです。</p> </div>
<p>各投稿例は、必ずしも「異性交際に関する情報」と判断されるものではなく、前後の文脈や、投稿がなされたサイトの性質等を踏まえてはじめて「異性交際に関する情報」に該当すると判断されるため、その旨の説明を追加すべきではないか。また、「異性交際に関する情報」と判断されるなら、各投稿例のどのような点が「異性交際に関する情報」に該当するのか示すべきではないか。</p>	<p>「異性交際に関する情報」とは、「異性交際希望者」が不特定又は多数の異性の注目を集めるために記載する、自分に関する情報、交際を希望する相手の条件に関する情報、交際の方法(電話番号等の連絡方法に関する情報、実際に出会うための日時・場所に関する情報もこれに当たります。)に関する情報等」をいい、各投稿例(「女性からの投稿例(携帯電話)」については、次の次の御意見と当該御意見に対する警察庁の考え方にあるとおり修正します。)はこれらの情報を含むものであることから、当該投稿例のみで「異性交際に関する情報」に該当すると考えます。</p>
<p>「2 典型例」で示す投稿例がどのような文脈又は構成によってどのくらいの分量であれば「インターネット異性紹介事業」に該当することとなるのか明確な基準を示</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」には「1 定義の解説」において示した4つの要件を満たさなければ該当せず、また、「(異性交際希望者)の求めに応じ」てサービス</p>

<p>すべきではないか。</p>	<p>を提供しているかは、サイトの運営方針を踏まえ判断されるものです。サイトの運営方針は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイト開設者が示している規約やサイト名その他利用案内、告知等のサイト上の記載等</li> <li>・ サイトのシステム（例えば、書き込みをした者の性別を表示する機能の有無等）</li> <li>・ 利用者の規約等違反行為に対するサイト開設者の措置</li> </ul> <p>等の事項から判断するものであり、「異性交際に関する情報」の分量のみで判断されるものではありません。</p>
<p>「女性からの投稿例(携帯電話)」は、そもそも異性を対象としたものではなく、「異性交際に関する情報」とは言えないため、削除すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <div data-bbox="874 958 1417 1585" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">女性からの投稿例（携帯電話）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>投稿：3/1 17:00 <span style="float: right;">〒</span></p> <p>エリア：渋谷</p> <p>名前：みゆ</p> <p>性別：女</p> <p>年齢：25</p> <p>メッセージ：今から新宿で会える男性いませんか？大人の交際を希望しています。</p> </div> </div>

(3) 「3 該当性の判断」について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>いわゆるSNSの「インターネット異性紹介事業」該当性に対する問答において、「インターネット異性紹介事業」に該当しないために、利用規約等において「サイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象と</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」に該当しないことを明らかにするために、「サイトの運営方針として「異性交際希望者」を対象としてサービスを提供していないことを明らかにするためには、利用規約等にお</p>

<p>してサービスを提供していないことを明らかにする」ことを求めることは過剰規制ではないか。「異性交際希望者」を対象としていないことを利用規約等において明示することを、「インターネット異性紹介事業」の該当性の判断基準としないことを明確にすべきではないか。</p>	<p>いてその趣旨を明確にし、これに基づく措置がとられていることが望ましい」と記載しているに過ぎず、「異性交際希望者」を対象としていないことを利用規約等において明らかにしていないことだけで「インターネット異性紹介事業」に該当することはありません。</p>
<p>サイトの利用者が異性交際希望者を対象としたジャンルを設け、サイト開設者が提供するサービスとあわせて実質的に出会い系サイトとして利用されていた場合に係る問答に関し、実質的に出会い系サイトとして利用されている一部のジャンルが独立したサイトとしての機能を有していない場合において、それをもってサイト全体が「インターネット異性紹介事業」に該当しないことを明確にするべきではないか。また、当該場合に、「インターネット異性紹介事業者」がサイト開設者になるのかジャンルを設けた利用者になるのかは、サイトの形態に依存すると考えられるため、その旨を明確にするべきではないか。</p>	<p>実質的に出会い系サイトとして利用されている一部のジャンルが独立した一つのサイトとして機能を有していない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイト開設者が示している規約やサイト名その他利用案内、告知等のサイト上の記載等</li> <li>・ サイトのシステム（例えば、書き込みをした者の性別を表示する機能の有無等）</li> <li>・ 利用者の規約等違反行為に対するサイト開設者の措置</li> </ul> <p>等の事項からサイトの運営方針を判断した上で、「1 定義の解説」において示した4つの要件すべてを満たせば、サイト全体が「インターネット異性紹介事業」に該当すると判断されるものと考えます。また、当該サイトが、「インターネット異性紹介事業」に該当する場合については、サイト開設者が「インターネット異性紹介事業者」に該当するものと考えています。</p>
<p>複数の事業者が分担してインターネット異性紹介事業を行っている場合に係る問答に関し、インターネット異性紹介事業を営む者がある会社のオープンなサービスを利用し、それを当該会社が許容しているだけで当該会社もインターネット異性紹介事業者となることがないように、その説明を明確にするべきではないか。</p>	<p>「それぞれの者が、一のインターネット異性紹介事業を共同して行う意思を有している」と言えるか否かにより判断されることは明らかであり、御指摘の内容を加える必要はないと考えます。</p>
<p>会員制のサイトに関する問答に関し、現実社会において会員同士が互いを知っているようなコミュニティ内の掲示板は、「イン</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」は、「1 定義の解説」に示される要件 のとおり、面識のない異性との交際を希望する者の求</p>

<p>ターネット異性紹介事業」に該当しないとすべきではないか。</p>	<p>めに応じてサービスを提供していることが必要であるので、面識のある会員にのみサービスを提供している場合は、「インターネット異性紹介事業」には該当しません。</p>
<p>メールアドレス等の連絡先の書き込みを必須としているサイトに係る問答に関し、サイトに誹謗中傷等の書き込みがされることを予防するために、書き込み時に連絡先を入力させることがあるが、これをもって「インターネット異性紹介事業」に該当し届出義務等が発生するのは過剰な規制である。サイト自体が異性交際を目的としていない場合は「インターネット異性紹介事業」に該当しない旨を明らかにすべきではないか。</p>	<p>「1 定義の解説」において示した4つの要件すべてを満たさなければ、「インターネット異性紹介事業」には該当しないものと考えます。</p>
<p>ブログのコメント欄は記入者同士のやりとりを目的としてないことから、「インターネット異性紹介事業」には該当しないことを明らかにすべきではないか。また、Q &amp; Aサイトに代表される、利用者同士が内容を作り上げるサイトはサイト開設者が「インターネット異性紹介事業」であることを標榜していない限り、「インターネット異性紹介事業」に該当しないことを明らかにすべきではないか。</p>	<p>「インターネット異性紹介事業」の該当性については、「1 定義の解説」において示した4つの要件すべてを満たすかを判断することとなります。</p>

## 2 インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン案について

インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン案の内容に対する御意見はありませんでした。